

第 1 1 号議案

東三河都市計画民成工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正について

東三河都市計画民成工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

東三河都市計画民成工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

規制する建築物に畜舎等を含める等の所要の改正を行うため提案する。

東三河都市計画民成工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(東三河都市計画民成工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 東三河都市計画民成工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成20年蒲郡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第68条の2第1項」の次に「及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第58条第1項」を、「建築物」の次に「(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第2条第1項に規定する畜舎等を含む。以下同じ。)」を加える。

第9条第3項ただし書を削る。

(東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 東三河都市計画柏原工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成29年蒲郡市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第68条の2第1項」の次に「及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第58条第1項」を、「建築物」の次に「(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)第2条第1項に規定する畜舎等を含む。以下同じ。)」を加える。

第7条第3項ただし書を削る。

(東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 東三河都市計画春日浦地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成7年蒲郡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項ただし書を削る。

(東三河都市計画ラグーナ蒲郡地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部改正)

第4条 東三河都市計画ラグーナ蒲郡地区計画の区域内における建築物の制限に関
する条例(平成14年蒲郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項ただし書を削る。

(蒲郡市特別用途地区建築条例の一部改正)

第5条 蒲郡市特別用途地区建築条例(平成12年蒲郡市条例第29号)の一部を
次のように改正する。

第6条ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。